

# 京都府公立大学法人現物資産活用基金規程

令和 2 年 3 月 1 9 日

京都府公立大学法人規程第 45 号

## (設置)

第 1 条 京都府公立大学法人（以下「法人」という。）に京都府公立大学法人現物資産活用基金（以下「基金」という。）を設置する。

## (目的)

第 2 条 基金は、京都府立医科大学及び京都府立大学における教育・研究活動、地域貢献活動の充実及び高度な医療の提供等に資することを目的とする。

## (構成)

第 3 条 基金は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 寄附者が基金に組み入れることを指定した資産
- (2) 基金を構成する資産を買い換えて取得した資産
- (3) 前 2 号の資産の運用益
- (4) 前号に規定する運用益で取得した資産

## (事業)

第 4 条 基金は、第 2 条の目的を達成するため、京都府公立大学法人定款第 2 4 条各号に規定する業務に充てるものとする。

2 前条第 2 号及び第 4 号の資産を取得する場合は、予算に計上して、これを取得しなければならない。

## (運営委員会)

第 5 条 基金に関する次の各号に掲げる事項を審議するため、京都府立医科大学に京都府立医科大学現物資産活用基金運営委員会、京都府立大学に京都府立大学現物資産活用基金運営委員会を設置する。

- (1) 第 3 条第 1 号に規定する資産の組入れに関する事項
- (2) 第 3 条第 1 号及び第 2 号に規定する資産の運用に関する事項
- (3) 第 3 条第 2 号及び第 4 号に規定する資産の取得に関する事項
- (4) その他基金の管理運営に関する重要事項

## (基金明細書)

第 6 条 学長は、基金の状況等を明らかにした基金明細書（別記様式第 1 号）を作成し、監事の監査を受けるものとする。

2 学長は、前項に規定する基金明細書を毎事業年度終了後 3 月以内に文部科学大臣及び総務大臣に提出するとともに、その写しを作成した日の属する事業年度の翌年度の 4 月 1 日から 5 年

間法人の主たる事務所に保存するものとする。

(経理)

第7条 基金は、次の各号に掲げる経理に区分する。

(1) 京都府立医科大学経理

(2) 京都府立大学経理

2 前項の経理においては、他の寄附金その他の資産と区分して管理を行う。

(所掌)

第8条 基金に関する事務は、京都府立医科大学にあつては事務局総務課、京都府立大学にあつては事務局管理課が処理する。

附 則

この規程は、令和2年3月19日から施行する。